

租税特別措置法第70条の7の5第25項・第70条の7の6第26項
・第70条の7の8第14項の規定の適用を引き続き受けた旨の届出書（特例措置）

確認

*

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒
住所(居所)

氏名 電話

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項第4号
租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第31項第4号の規定の
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項第4号

特例認定贈与承継会社
適用を引き続き受けたので、特例認定承継会社 に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、
特例認定相続承継会社

この書類に関係書類を添付して届け出ます。

1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称		③ 特例対象（受贈・相続）非上 場株式等の取得年月日 ^(注1)	年 月 日 (年 月 日)
② 本店の 所在地		④ 中小企業信用保険法第2条第 5項の該当事由が発生した年 月日 ^(注2)	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 年 月 日

(注)1 会社が「特例認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。
2 「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」を記載してください。

2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A (贈与)特定事業年度における売 上金額	円	B 特例適用対象贈与(相続開始)の 時における常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	資産管理会社非該当要件を満 たさなくなった場合であって も、「d 雇用割合」が、下表の 「売上割合」の区分(「b 売上割 合」により判定します。)に応じ た「雇用割合」以上であるときに 限り、納税の猶予を継続するこ とができます。
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	
円	円	円	
b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)	
%	%	%	
c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	
人	人	人	
d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	
%	%	%	
		売上割合	雇用割合
		70%未満	0%
		70%以上100%未満	40%
		100%以上	80%

※ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。

「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額 以上(a ≥ A)となった事実の有無	[有 <input type="checkbox"/> / 無 <input type="checkbox"/>
--	--

3 添付書類

次に掲げる書類を提出してください。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第13項において準用する同条第
2項(同条第5項(同条第14項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に基
づき都道府県知事に提出された報告書の写し

関与税理士

電話番号

*欄には記載しないでください。
この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7の5第2項第1号に規定する特例認定贈与承継会社、同法第70条の7の6第2項第1号に規定する特例認定承継会社又は同法第70条の7の8第2項第2号に規定する特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項（第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の6第26項及び第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項（第4号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の(3)に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに特例認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

2 届出期限

- ・ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日
- ・ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日

(注) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7の5第2項第9号（第70条の7の6第2項第9号、第70条の7の8第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

3 書き方等

(1) A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「**贈与**」**特定事業年度**）といいます。）の売上金額に下記(3)イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。

(2) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。

(3) a欄～d欄は次のとおり記入します。

イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「**売上判定事業年度**」）の売上金額を記入します。

ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記(1)により計算された金額）×100」により計算します。

ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。

(注) 「**資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合**」とは、措置法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第3項第9号（措置法第70条の7の6第3項又は措置法第70条の7の8第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

(4) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」が「A（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。

(5) 特例認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。

(注) 1 「**特例適用対象贈与の時**」とは措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「**相続開始の時**」とは措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。

2 「**常時使用従業員**」とは、措置法第70条の7の5第2項第1号イ（第70条の7の6第2項第1号イ、第70条の7の8第2項第2号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。

3 「**要件緩和期間**」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過するごとの日（以下「**特定基準日**」）といいます。）の直前の**特定基準日**（その1年を経過する日が最初の**特定基準日**である場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の**特定基準日**までの期間）をいいます。なお、「**贈与**」**特定期間**とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の7の2第31項第1号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。

4 「**雇用判定基準日**」とは、措置令第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第57項第1号及び第2号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第61項第1号及び第2号）に規定する雇用判定基準日をいいます。

5 「**特例経営（贈与・相続）承継期間**」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（措置法第70条の7の6第26項又は措置法第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第31項第1号）に規定する期間をいいます。